

随意契約締結状況（100万円以上）

（平成30年6月）

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約にか かる 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項（備考）
1	移動採血車の改装	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年6月22日	伊予鉄オート株式会社 愛媛県松山市南久米町241番地1	9,608,241円	施工実績がある四国で唯一の業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当するため。	
2	職員の感染症検査及びB型肝炎ワクチン接種	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年6月1日	広島赤十字・原爆病院 広島県広島市中区千田町一丁目9番6号	1,310,400円	当センターからもっとも近い場所に立地している医療機関であることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当するため。	
3	X線照射装置の修理	用度課 広島市中区千田町 2丁目5-5	平成30年6月21日	株式会社日立製作所ヘルスケア 中国・四国支店 広島県広島市中区西十日市町9番9号	4,665,600円	当該機器の修理対応が可能な唯一の業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」に該当するため。	